

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第210回国会】令和4年12月7日（水）、第5回の委員会が開かれました。

- 1 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（内閣提出第22号）
 - ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）中央大学大学院法務研究科教授 宮下修一君
全国靈感商法対策弁護士連絡会事務局長 川井康雄君
（質疑者）井原巧君（自民）、早稲田ゆき君（立憲）、前川清成君（維新）、國重徹君（公明）、
田中健君（国民）、本村伸子君（共産）
 - ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）、和田内閣府副大臣、井上財務副大臣、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）西村智奈美君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、柚木道義君（立憲）、長妻昭君（立憲）、
沢田良君（維新）、堀場幸子君（維新）、田中健君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

井原巧君（自民）

- （1） 配慮義務を禁止行為にすべきとの意見に対する宮下参考人の見解
- （2） 個人の財産権や信教の自由に抵触するような規制は極めて慎重であるべきとの意見に対する川井参考人の見解
- （3） 提出法案についてマインドコントロールへの対応が不十分であるとの意見に対する宮下参考人の見解
- （4） 関係機関の連携の在り方についての両参考人の見解
- （5） 運用上の配慮の在り方についての両参考人の見解

早稲田ゆき君（立憲）

- （1） 信者の家族の被害を救済するために必要な制度についての川井参考人の見解
- （2） 債権者代位権の行使に当たっての立証の困難性についての川井参考人の見解
- （3） 宗教2世に関する問題の解決のために必要な法整備についての川井参考人の見解
- （4） 施行後3年を目途とした見直しを早めるべきとの意見に対する川井参考人の見解
- （5） 配慮義務の違反を勧告・公表の対象にする与党修正案についての川井参考人の見解
- （6） 禁止行為の内容が「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」の報告書が求めた規制内容と異なること及び禁止行為の範囲が狭過ぎるとの意見に対する宮下参考人の見解

前川清成君（維新）

- （1） 遡及適用がされないため過去及び現在の被害者が救済されないことについての川井参考人の見解
- （2） 提出法案について、現在の被害者の救済には不十分な内容であるとの意見に対する両参考人の見解
- （3） 施行時期を遡及させる必要性についての宮下参考人の見解
- （4） 債権者代位権の行使に関する特例の実効性についての川井参考人の見解
- （5） 17歳の子供が債権者代位権を行使する際の手続面の課題についての宮下参考人の見解
- （6） 立憲及び維新が提出した法案における「特別補助制度」についての川井参考人の見解
- （7） 債権者代位権の行使に関する無資力要件の必要性についての宮下参考人の見解

國重徹君（公明）

- (1) 立憲及び維新が提出した法案における「特別補助制度」についての宮下参考人の見解
- (2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下、「法人等寄附不当勧誘防止等法案」という。）
 - ア 第4条（寄附の勧誘に関する禁止行為）に違反した場合の効果として消費者契約法にはない行政措置及び罰則まで設けていることについての両参考人の評価
 - イ 第3条（寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務）
 - a 第3条を禁止行為とした場合に、違反の効果として設ける行政措置等の適切な範囲についての川井参考人の見解
 - b 同条第1号に違反した場合の効果として設ける行政措置等の適切な範囲についての川井参考人の見解
 - c 同条第1号は行為規範として明確になっていない点があるため、禁止規範にして罰則等までつけることは危険であるという考えに対する川井参考人の見解
 - d 同条を禁止行為にして行政措置及び罰則まで科していくという意見に対する宮下参考人の見解
 - e 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第17条に比して法案では広く一般に法人等を対象としているほか罰則等につながる中身を禁止行為としていることを踏まえた上で、同法を引用して第3条を禁止行為とすることが適切と考えるかについての川井参考人の見解

田中健君（国民）

- (1) 消費者庁の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書の提言について、かなり踏み込んだと考える部分及び法人等寄附不当勧誘防止等法案に取り入れられた内容についての宮下参考人の見解
- (2) 法人等寄附不当勧誘防止等法案
 - ア 法案の内容構成の問題点についての川井参考人の見解
 - イ 正体隠し及び身分を偽っての伝道は第3条第3号のほか宗教法人法第81条第1項第1号にも反するとの考えに対する両参考人の見解
 - ウ 第7条に規定する「当該行為の停止その他の必要な措置」において、民法第709条の不法行為責任による損害賠償請求を行政に認めたらよいと提案に関して現実的ではないとする考えに対する川井参考人の見解
 - エ 第10条（扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例）
 - a 法案自体が特例で作ったものであることから無資力要件を緩和して救済を広げることができないかとの考えに対する両参考人の見解
 - b 扶養義務に係る定期金債権の対象範囲の基準を設けることに対する両参考人の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 全国靈感商法被害対策弁護士連絡会が提起している修正案の提案理由及び同修正案がこれまでの裁判の判決を踏まえていることについての川井参考人の見解
- (2) 法人等寄附不当勧誘防止等法案
 - ア 第3条（寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務）
 - a 禁止行為とすることは困難かつ不適切とする政府答弁についての川井参考人の見解
 - b 裁判上、配慮義務違反として不法行為に基づく損害賠償請求で争う場合と禁止行為違反として争う場合とで被害者側に生じる差に関する川井参考人の見解
 - c 十分な配慮義務と普通の配慮義務との法的効果の違いに関する両参考人の見解

- イ 第5条（借入れ等による資金調達の要求の禁止）等
 - a 「要求」の解釈についての両参考人の見解
 - b 無効又は包括的な取消権の導入等についての宮下参考人の見解
 - c 虚偽の報告等に対して50万円以下の罰金及び命令違反に対して1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金とする罰則の旧統一教会への効果の有無
 - d 合同電話相談窓口において自己破産といった事例も出ていることから被害者本人及び家族等からの詳しい実態調査が必要との考えについての川井参考人の見解

（政府に対する質疑）

西村智奈美君（立憲）

法人等寄附不当勧誘防止等法案

- ア 第4条（寄附の勧誘に関する禁止行為）
 - a 「寄附の勧誘をするに際し」の対象となる期間について、勧誘する側が最初に接触してから被害者が寄附をするまでの間という解釈の是非及びその間が数年に及ぶ場合でも規制対象となることの確認
 - b ビデオセンターで教義を教え込まれてその数年後に教義に基づくものとして献金を勧誘される場合において、ビデオセンターの時点で受けた不安をあおるような行為が献金に結びついているとされるときには規制対象となることの確認
 - c ビデオセンターで正体を隠して不当に教義を教え込まれてその数年後にその教義に基づくものとして献金を勧誘される場合において、規制対象となることの確認
 - d 「法人等」には団体の幹部である個人が含まれること及び同一法人の別の人間が入れ替わり立ち替わりで勧誘する場合において各人若しくは法人単位で判断することの確認
 - e 「寄附の勧誘をするに際し」に時間的概念が含まれていることに解釈の余地が生じないよう条文に書くべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - f 「困惑」について政府の逐条解説に記載の「精神的に自由な判断ができない状態」といったことを含めた条文とする必要性
 - g 正体を隠して教義を教え込んでその教義に基づく責任感又は義務感に基づく献金が「困惑」に該当することの確認及びその場合の具体的内容
 - h 同様の献金事例における勧誘行為が「困惑」と立証されている裁判例の有無
 - i 法案には信者本人を救済する視点が欠けているとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - j 「困惑」について合理的な判断能力ができなくさせられた場合も含むこと及びその場合に通常一般人の認識に照らして合理的かどうかといった判断で解釈することの確認
- イ 法案の対象に靈感商法が含まれず刑事罰に結びつかないことが不十分との考えに対する消費者庁の見解
- ウ 「寄附をすることが必要不可欠である旨を告げる」という要件
 - a 法案及び消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（以下、「消費者契約法等改正案」という。）で「必要不可欠」という文言に変えることで要件が緩和されたことの確認
 - b 具体的事例の確認
 - c 「必要不可欠」と同等程度の必要性又は切迫性をもって取消権の対象となる具体例
 - d 旧統一教会の不法行為について「必要不可欠」又はそれと同等程度の必要性若しくは切迫性が認められた裁判例の有無
 - e 「必要不可欠」という文言から「不可欠」を削除しない理由に関する河野国務大臣の見解
 - f 厄払い等のうち「必要不可欠」に該当する具体例

- g 多額の寄付に至るような悪質な勧誘事例の多くはそのような必要性や切迫性を有しているものと考えられるとの岸田内閣総理大臣の答弁の意味及び同答弁が「必要不可欠」と告げられたという立証につながることを確認
- エ 配慮義務違反があった場合における消費者庁による迅速な行政権行使の可否
- オ つけ込み型の不当な勧誘規制が法制化に至らなかった理由

吉田統彦君（立憲）

- (1) 消費者庁の消費者被害防止等に対するスタンス
 - ア 悪質な寄附の勧誘に対する規制と被害者救済のどちらに提出法案の主眼があるかについての河野国務大臣の見解
 - イ 消費者庁として、被害の未然防止と悪質事業者に対する処罰のどちらを重視しているかについての河野国務大臣の見解
 - ウ 悪質事業者に対する処罰を重視する消費者庁の姿勢と河野国務大臣の見解との相違についての政府の見解
- (2) 法案提出理由等
 - ア 消費者契約法等改正案に加え法人等寄附不当勧誘防止等法案を提出する必要性
 - イ 消費者契約法等改正案と法人等寄附不当勧誘防止等法案の提出時期が異なるものとなった理由
- (3) 法案による救済範囲、救済過程
 - ア 法人等寄附不当勧誘防止等法案における現時点の被害者救済につながる内容の有無
 - イ 消費者契約法等改正案と法人等寄附不当勧誘防止等法案の適用対象の違い
 - ウ 取消権を行使しても一般的には裁判での争いになることについての消費者庁の見解
- (4) 禁止行為の規定の在り方
 - ア 寄附に係る不当な行為を包括的に禁止しなかった理由
 - イ 禁止行為の規定について公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 17 条の規定を参考にしなかった理由
 - ウ 禁止行為に違反した寄附を無効としなかった理由
 - エ 社会的相当性を欠くとされる具体的事例
- (5) 法人等寄附不当勧誘防止等法案の対象範囲
 - ア 売買契約などを対象としていない理由
 - イ 債権者代位権の行使に関する特例など消費者契約法等改正案と比較して差異がある理由
 - ウ 寄附の多くが消費者契約法の対象となる可能性があるにもかかわらず寄附を対象とした新法を設ける理由
 - エ 法人等寄附不当勧誘防止等法案において靈感商法を対象とする必要性
- (6) 消費者安全法と靈感商法
 - ア 靈感商法について消費者安全法における勧告等を行った事例
 - イ 靈感商法についてこれまで消費者安全法における勧告等が適用されなかった理由
- (7) 法人等寄附不当勧誘防止等法案第 4 条（寄附の勧誘に関する禁止行為）
 - ア 旧統一教会の訴訟において消費者契約法の困惑類型に当たり取消しが認められた例の有無
 - イ 「困惑」に係る解釈を広げたかどうかの確認
 - ウ 入信時の勧誘における「寄附をすることが必要不可欠である旨を告げる」という要件の必要性
 - エ 繰り返し行われた寄附ごとに禁止行為がない場合における取消しの可能性
 - オ 寄附者が積極的に寄附を行った場合であっても困惑状態が継続していた場合は取り消し得ることの確認
- (8) 提出法案における被害者の立証責任について配慮している内容
- (9) 法人等寄附不当勧誘防止等法案第 5 条（借入れ等による資金調達の要求の禁止）

- ア 「生活の維持に欠くことのできない」及び「事業の継続に欠くことのできない」の具体的な意味
 - イ 建物などの不動産や資産そのものを寄附することは禁止されていないことの確認
 - ウ 寄附の上限額について規制を設けていない理由
 - エ 会社の株式を処分して寄附した場合が禁止行為に該当するかの確認
 - オ 他人の資産を処分して寄附した場合が禁止行為に該当するかの確認
- (10) 未成年者による債権者代位権の行使の実効性及び親権の停止が行使の前提となることの確認

柚木道義君（立憲）

- (1) 念書の作成やそのビデオ撮影を行わないように指導する必要性
- (2) 念書の作成やそのビデオ撮影を行わないように指導することについて消費者庁が文化庁と連携する必要性
- (3) 検討会を再開させて配慮義務を禁止行為とすることを今後検討していく必要性
- (4) 法施行後すぐに実際の運用を踏まえて見直しを行う場を設ける必要性
- (5) 法人等寄附不当勧誘防止等法案第7条に規定する「勧告」の内容に寄附の返金が含まれるかの確認
- (6) 法施行後の見直しにおいて、立憲及び維新が提出した法案における「特別補助制度」について検討する必要性
- (7) 「寄附をすることが必要不可欠である旨を告げる」という要件から「不可欠」を外す必要性
- (8) 債権者代位権の行使に関する特例を活用した場合に返金される具体的な金額
- (9) 法施行後に運用状況を踏まえて検討を行うために消費者庁の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」のような場を設ける必要性

長妻昭君（立憲）

法人等寄附不当勧誘防止等法案

ア マインドコントロール下の寄附

- a マインドコントロール下の寄附の多くが取消権の対象になるとした答弁は「困惑」に関するこれまでの解釈を深めたものであるかの確認
- b マインドコントロール下の寄附の多くが不安に乗じた勧誘によるものであるとされることの確認

イ 第4条（寄附の勧誘に関する禁止行為）

- a 元々抱いていた不安に乗じて勧誘された場合も取消しの対象となる可能性
- b 勧誘から寄附を行うまでに10年程度の期間を要した場合についても取消しの対象となる可能性
- c 2回目以降は自動的に寄附した場合が取消しの対象となる可能性

ウ 「法人等」の範囲

- a 大学のサークルが「法人等」に該当する可能性
- b 旧統一教会の信者が自主的に集まる「信徒会」が「法人等」に該当する可能性

エ 法案の適用範囲

- a 外形上売買契約に偽装した寄附が対象となる可能性
- b 従来靈感商法として扱われていたものを献金や詐欺とみなす可能性

オ 第5条（借入れ等による資金調達の実効性の要求の禁止）及び第3条第2号に規定する「生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務」

- a 明示的に借金をして寄附することを明示的に要求しない場合が禁止行為に該当する可能性
- b 第3条第2号の配慮義務に借金させないことも含まれる可能性
- c 借金以外で生活の維持を困難にすることの具体例

- d 「生活の維持を困難にすること」の要件の判断の際に民事執行法の基準を用いることの確認
- カ 第4条第6号に規定する「靈感等による知見を用いた告知」
 - a 対面で必要不可欠である旨を告げなくても取消しの対象となる可能性
 - b 身ぶり手ぶりを含め全体的に見て、必要不可欠である旨を告げたかを判断することの確認
- キ 法施行後の見直し
 - a 法施行後の見直しの対象に債権者代位権の行使に関する特例の実効性も含まれることの確認
 - b 債権者代位権の行使に関する特例が実効性がないと判断された場合には別の手法を検討することの確認
 - c 本人がマインドコントロールから脱していない場合でも寄附を止める方策を検討する必要性
 - d 成年後見制度に倣って、本人の了解がなくても取り消すことができるような新たな制度を作る必要性
- ク 第3条（寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務）
 - a 配慮義務のうち「適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすること」はマインドコントロールを指していることの確認
 - b 配慮義務に違反していることが通報された場合における消費者庁の対応
 - c 配慮義務違反に対し消費者庁に勧告権限があれば違反の通報に対し同庁が対処することの確認
 - d 「自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況」は10年間続くことがあり得ることの確認
 - e 「適切な判断をすることが困難な状況」の具体的な意味
 - f 通常一般人ならしない行為をすることが「適切な判断をすることが困難な状況」にあることに該当する可能性
 - g 「使途を誤認させる」の具体的な意味
 - h 先祖解怨をするといって寄附を要求したケースが「使途を誤認させる」に該当する可能性
 - i 教団名を明らかにしていれば「法人等を特定するに足りる事項を明らかにする」に該当することの確認
 - j 教団名だけでなく目的と所在地も明らかにしていないケースは「法人等を特定するに足りる事項を明らかにする」に該当しないことの確認
 - k マインドコントロール後に教団名を明らかにした場合が「法人等を特定するに足りる事項を明らかにする」との配慮義務に違反する可能性
- ケ 念書の作成や、そのビデオ撮影等
 - a 消費者庁から、念書を書かせたりビデオ撮影をしたりしてはいけないとの見解を出す必要性
 - b 公証役場に対し注意喚起を行う必要性

沢田良君（維新）

（1） 法案成立に向けた経緯等

- ア 令和4年10月19日までの政府の動きについての河野国務大臣の評価
- イ 同年8月10日の大臣就任時における靈感商法等の悪質商法への迅速かつ緊急的な対応が必要との問題意識の有無
- ウ 岸田内閣総理大臣が今国会で法案を作ると表明した同年11月7日から本日に至るまでの1か月間における法案の進捗等についての河野国務大臣の評価
- エ 消費者庁の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書の発表が遅れた場合に臨時国会で法案成立に向けた対応ができなくなるとの想定の有無
- オ 与野党協議会及び幹事長会談において日本維新の会が伝えた要望のほか野党案で盛り込んだ趣旨等について政府法案に反映されたものの具体的内容
- カ 与野党間での法案をめぐる議論に関する河野国務大臣の認識

- キ 見直しの年数について継続的に実効性を図るための検討材料を集め、必要な修正は迅速に行い絶えず見直すべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
- ク 法案成立に向けて第三者機関である消費者委員会が動かなかった理由
- (2) ガイドライン及びロードマップの必要性
 - ア 法人等寄附不当勧誘防止等法案の公布に向けた行政措置の判断基準の検討状況
 - イ 同判断基準等を公開する見通しの有無
 - ウ 同公開についての河野国務大臣の見解
- (3) 法案策定に向けて担当職員の増員をした経緯を踏まえた、法律の運用に当たっての体制の見直しに関する河野国務大臣の見解

堀場幸子君（維新）

- (1) 法人等寄附不当勧誘防止等法案
 - ア 法案の名称に「救済」という文字がないことに関する河野国務大臣の見解
 - イ 法案では家族は本人がマインドコントロールから解けるまで救うことができないとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - ウ 債権者代位権の特例は野党案における「特別補助制度」に比して救済できる額が少ないとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - エ 金銭的な財産は全くないが家又は土地があるため無資力ではないとみなされた場合に債権者代位権が行使されないことの確認
 - オ 配慮義務違反に対して行政処分を行うことができるようにすべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - カ 宗教 2 世の救済
 - a 未成年者が親の意思に反して裁判を起こすことが可能であるか否かについての河野国務大臣の認識
 - b 未成年者が裁判を起こす場合に必要の特別代理人の幅を広げるべきとの考えに対する消費者庁の見解
 - c 未成年者が裁判を起こすことが困難な場合における方策についての河野国務大臣の見解
 - d こども家庭庁が中心となって幅広い支援策を早急に考える必要があるとの考えに対する和田内閣府副大臣の見解
- (2) 宗教法人法の改正等
 - ア 宗教法人が法人等寄附不当勧誘防止等法案の勧告対象となることと信教の自由との整合性
 - イ 宗教法人法の改正の見通しについての築文部科学副大臣の見解
 - ウ 法人等寄附不当勧誘防止等法案成立後に宗教法人法に関する改正又は新法作成を行う見通しの有無
 - エ 宗教法人に対する現行の税制優遇制度を継続することについての井上財務副大臣の見解
 - オ 宗教法人法の改正及び宗教法人に対する税制優遇制度の見直しについての築文部科学副大臣の見解

田中健君（国民）

法人等寄附不当勧誘防止等法案

- ア 第 3 条（寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務）
 - a 第 3 条第 2 項に違反した場合に配偶者又は扶養親族も被害者として民法第 709 条の不法行為による損害賠償請求の当事者となることの確認
 - b 第 7 条に規定する「当該行為の停止その他の必要な措置」が第 4 条及び第 5 条の規定に違反す

- る行為によるものであることの確認
- c 家族への第3条違反が宗教法人法第81条第1項第1号の法令違反に当たるとの考えについての築文部科学副大臣の見解
- d 正体隠し又は身分を偽っての伝道等が第3条第3項における配慮義務違反に当たることの確認
- e 正体隠し又は身分を偽っての伝道等による第3条違反が宗教法人法第81条第1項第2号の「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」に当たることの確認
- f 寄附の勧誘が第3条に違反するほか組織的かつ継続的であって悪質な違反である場合に宗教法人法第81条第1項に違反し、解散命令請求の対象となることの確認
- イ 第10条（扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例）
 - a 扶養義務の範囲が狭いことや無資力要件があるため取り戻せる額が限定されるとの指摘についての河野国務大臣の認識及び今後の取組の見通し
 - b 無資力要件を緩和する特例を設けて柔軟に対応するべきとの考えについての河野国務大臣の見解
- ウ 法テラスにおける被害者支援
 - a 民事法律扶助制度における立替えや償還制度が利用の障害となっているとの指摘についての河野国務大臣及び法務省の見解
 - b 旧統一教会をめぐる問題に限って民事法律扶助制度の特例を設け、給付制の導入を検討するべきとの考えについての法務省の見解
- エ 正当な寄附
 - a NPO法人の方々から上がっている無料相談ダイヤルの設置やネットで相談可能な体制整備等の要望への対応についての河野国務大臣の見解
 - b 不当な寄附を排除して正しい寄附文化を醸成していく趣旨を法人等寄附不当勧誘防止等法案第12条等に盛り込むべきとの考えに対する河野国務大臣の見解

本村伸子君（共産）

法人等寄附不当勧誘防止等法案

- ア 第4条第6号に規定する「靈感等による知見を用いた告知」等
 - a 禁止行為と認定されるための4要件の確認
 - b 同4要件の全てについて挙証責任が被害者側にあることの確認
 - c マインドコントロールによる寄附については、多くの場合不安を抱いていることに乗じて勧誘されたものと言えるとの岸田内閣総理大臣の答弁の理由
 - d マインドコントロールによる寄附が不安を抱いていることに乗じて勧誘されたものに該当する場合及びしない場合の具体例
 - e マインドコントロールによる寄附であれば不安を抱いていることに乗じてと認定することの確認
 - f 脱会後に、不安に乗じて困惑して寄附をしたとして取消権を行使する場合に必要な立証事実
 - g 取消権を行使した場合に必ず返金されることの確認
 - h 「困惑」の内容
 - i 入信当初に不安をあおられる等で困惑し、その後は自分が困惑しているか判断できない状態で献金を行い、その状態から脱した後に取消権を行使することが可能か否かとする判断基準
 - j 同事例における取消権行使に当たって必要な具体的証拠
 - k 同事例における事後的に困惑していたと判断するのは被害者本人であることの確認
 - l 同事例における取消権行使が認められる具体例
 - m 入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できる具体例
 - n 一連の寄附勧誘と判断する主体

- 入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘と判断できない場合かつ入信時に抱かされた不安が継続している場合の具体例及び同条件で何十年経った場合の取消権適用の当否
- イ 「必要不可欠」という言葉をそのまま告げることなく、勧誘行為全体としてそれと同等程度の必要性や切迫性が示されている場合の具体例
- ウ 法人等寄附不当勧誘防止等法案を修正し実効ある法規定にするべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
- エ 旧統一教会の全体の被害について詳しい聞き取りによる実態調査を行い調査報告書を作ってほしいとの要望についての河野国務大臣の見解